

岩手県告示第 606 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 19 年 8 月 10 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1）路線名 二戸九戸線

（2）供用開始の区間 九戸郡九戸村大字長興寺第 13 地割字外久保 48 番 22 地先から 9 番 9 地先まで

（3）供用開始の期日 平成 19 年 8 月 10 日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 二戸地方振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 8 月 10 日から同年 9 月 10 日まで

2（1）路線名 釜石遠野線

（2）供用開始の区間 釜石市鶴住居町第 12 地割 6 番 18 地先から第 7 地割 47 番 22 地先まで

（3）供用開始の期日 平成 19 年 8 月 10 日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 釜石地方振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 8 月 10 日から同年 9 月 10 日まで